

2023-10号

組合だより

発行日 令和5年 10月 1日

編集 長泉工業団地協同組合

駿東郡長泉町東野八分平 50-3 TEL 055-987-1760

事業報告

一般事業

組合のインボイス発行事業者の登録が完了しました。 登録番号 T5080105002334

給水事業

日ごろより安全で良質な水をお届けできるよう、日常点検及び水質管理には細心の注意を払っております。

別途ご案内の通り、11月12日(日)組合給水施設内、貯水槽の清掃を実施します。断水となりますのでご注意ください。

水質検査結果が必要な方は、組合に連絡して下さい。

9月の給水量

供給量	15,242 t	(令和4年 17,827 t)
前年同月比	2,585 t減	(85.49%)

電気事業

組合と東京電力との契約は5,400kwです。

電気設備の事故は日頃の巡視点検で防ぎましょう。突然やってくる自然災害に備え、日頃から電気の安全使用に努めましょう。

年1回の年次点検は必ず実施して、結果を組合に提出して下さい。

10月の燃料調整費	高圧供給	△ 1.68 円/kwh (消費税別)
	低圧供給	△ 1.68 円/kwh (消費税別)

(東電燃料調整価格 -3.18 円/kw + 組合負担金 1.5 円/kw (消費税別))

※組合の燃料調整費は激変緩和措置の対象外となっています。

5月から新料金(総会:第3号議案)になりました、節電に心掛けましょう。
令和5年5月から再生可能エネルギー賦課金は1.273 円/kwh(固定・消費税別)

※再生可能エネルギー賦課金は令和6年4月まで固定です。

9月の電気使用量	契約電力	5,400 kw
使用電力量	1,715,496 kwh	(令和4年 1,935,696 kwh)
前年同月比	220,200 kwh 減	(88.62%)
最大需要電力	4,896 kw	(90.67%) 対契約電力

汚水処理事業

汚水処理場へは生活排水のみを流してください。

回転円盤を回すためのチェーンが切れましたが、組合員のご協力によりチェーンと減速機の更新を実施することができました。

工業団地からの最終排水（雨水・工場排水・汚水処理施設）は比較的良好な状態を保っています、これからも工場からの排水はご注意願います。

9月7日(木)浄化槽の法定検査がありました。

組合からのご案内

○自動車保険・自動車共済、火災保険等をご紹介します。お気軽にお問い合わせ下さい。

○財形住宅融資をご利用できます。社内の住宅融資制度としてご利用ください。従業員と会社との間に貸借関係は発生しません。

切手・印紙・はがき

のご用は組合事務局へご連絡ください。
あらかじめご連絡頂ければ用意しておきます。

「組合パンフレット」の追加配布について

組合では「職場定着支援助成金」を活用して作成した組合パンフレットを各組合員に配布しました、必要に応じて追加で配布できますので、組合事務局にご連絡ください。

長泉工業団地協同組合のホームページ。

組合ホームページをご覧ください、これは「職場定着支援助成金」を活用し開設したものです。 <http://www.nagaizumi-kogyo-danchi.jp>

電気料金の燃料費等調整単価上乗せについて組合からのお願い。

10月22日検針（10月分）から電気料金の内、燃料調整費について1.5円/kw（税別）を上乗せさせて頂きたくご理解くださいますようお願い申し上げます。（案）

上乗せの理由

本年5月の通常総会で組合の電気料金を決めて頂きました、組合新電気料金は東京電力の新電気料金を基に組合独自の低単価を設定してあります。

ところが組合の特高電気料金については2024年の12月まで契約があり旧料金のままであることが分かりました。

組合では電気高騰のおり、組合員に安価な電気を使って頂くためぎりぎりの単価を設定してあり、9月にはとうとう東電支払い電気料金より組合員電気料金の方が少ない逆転現象が生じました。

9月の電気料金で比較して見ると以下の通りです。（消費税別途）

（組合員には組合共同施設を含みます。）

	使用電力量	基本料金	使用電力量料金	燃料費調整料金	再エネ賦課金	電気料金小計
組合	1,715,496kw	6,885,000円	23,596,647円	6,378,214円	2,401,694円	39,446,972円
組合員	1,696,690kw	6,524,391円	33,403,484円	△5,157,939円	2,157,982円	36,928,414円
比較	+18,806kw	+360,609円	△9,806,837円	+11,536,153円	+243,712円	+2,518,558円

以上のように組合が東電に支払う**特別高圧電力正規の料金**より組合員から頂く電気料金が2,518,558円不足する計算になります。

これを解消するために上記組合員使用電力量に燃料調整費1.5円を上乗せさせていただくと、

1,696,690kw×1.5円/kw=2,545,035円となり、つり合いが取れます。

組合員の皆様にはご理解・ご納得頂けますよう、お願い申し上げます。

この件については、10月開催の理事会で検討して頂きます。

ご意見ご要望等があれば組合へ遠慮なくご連絡ください。

AED(自動体外式除細動器)を導入しました

この度、救命救急活動に重要なAEDを組合会館の玄関前に設置しました。

24時間365日どなたでも使用できるように「組合会館入口左側・軒下」に設置しました。皆様にご周知頂き、緊急時には活用して頂きたいと存じます。

特別高圧電力価格高騰対策緊急支援金について

静岡県では、エネルギー価格の高騰の影響を受ける事業者の事業継続を支援するため、特別高圧電力を受電する中小企業等に対して、令和5年4月～9月分の電気料金負担軽減のための支援を行います。

※ 特別高圧で受電する静岡県内に所在する「工業団地」に入居し、工業団地の協同組合が代表して行う契約に基づいて受電する電力を相応の電気料金に相当する額の分担により使用する者であって、中小企業者（ただし、みなし大企業を除く）に該当するもの。

※ 「中小企業者」とは
製造業、建設業、運輸業、その他の業種で資本金・出資額3億円以下、常時使用する従業員数が300人以下。

※ 「みなし大企業」の定義

つぎのいずれかに該当する中小企業者は、みなし大企業となり、**支援対象外**です。

- 1) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小事業者
- 2) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- 3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- 4) 発行済株式の総数又は出資価格の総額を1)～3)に該当する中小企業者が所有している中小企業者
- 5) 1)～3)に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

※ 組合員が用意する書類（申請日から3か月以内のもの）

- イ) 登記事項証明書
- ロ) 納税証明書（国税）
- ハ) 納税証明書（県税）
- ニ) 概要（様式あり）

※ 支援金額

令和5年4月～8月の電気使用量1kwあたり 3.5円

令和5年9月の電気使用量1kwあたり 1.8円

※ 10月中をめどに申請を行いたいと計画しています。詳細は追ってご案内します。